

全建労発第2号  
平成30年4月6日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会  
会長 近藤晴貞  
〔公印省略〕

新規大学卒業予定者等の就職・採用活動開始時期について（要請）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、この度、内閣官房内閣審議官、文部科学省高等教育局長、厚生労働省人材開発統括官及び経済産業省経済産業政策局長より、別添のとおり新規大学卒業予定者等の就職・採用活動開始時期について協力要請がありました。

平成31年度卒業・修了予定者（平成32年度入社予定者）についても、学生の学業への配慮を十分に行うため、広報活動開始時期については卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降に、採用選考活動開始時期については卒業年度の6月1日以降とすることとされております。

つきましては、趣旨をご理解のうえ、平成31年度卒業・修了予定者の就職・採用活動開始時期の遵守等について、ご協力いただきますよう、貴会会員企業の皆様に対し、周知方よろしくお願い申し上げます。

以上

担当：労働部 吉田

全建労発第2号  
平成30年4月6日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会  
会長 近藤晴貞  
〔公印省略〕

新規大学卒業予定者等の就職・採用活動開始時期について（要請）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、この度、内閣官房内閣審議官、文部科学省高等教育局長、厚生労働省人材開発統括官及び経済産業省経済産業政策局長より、別添のとおり新規大学卒業予定者等の就職・採用活動開始時期について協力要請がありました。

平成31年度卒業・修了予定者（平成32年度入社予定者）についても、学生の学業への配慮を十分に行うため、広報活動開始時期については卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降に、採用選考活動開始時期については卒業年度の6月1日以降とすることとされております。

つきましては、趣旨をご理解のうえ、平成31年度卒業・修了予定者の就職・採用活動開始時期の遵守等について、ご協力いただきますよう、貴会会員企業の皆様に対し、周知方よろしくお願い申し上げます。

以上

担当：労働部 吉田